

第2章

意匠における取組

ビジネスのグローバル化の進展と製品の同質化（コモディティ化）に伴い、デザインを重要な経営資源と位置づける動きが一層高まっている。これを受け、イノベーションの促進とブランド構築に資する優れた意匠を保護可能とすべく、意匠法の抜本的改正が行われ、2020年4月にその一部の一段階目が、2021年4月に二段階目が施行された。これにより、ネットワークを通じて利用の都度提供されるソフトウェア等の画像デザインや、建築物、内装のデザインが新たに保護対象に加えられるとともに、関連意匠制度の拡充により、ブランド形成に資するシリーズ製品のデザイン群を長期的にわたり保護することが可能となり、また、一の願書による複数の意匠の意匠登録出願が可能となった。

今後も意匠制度をより使いやすいものとし、我が国企業が優れたデザインを迅速かつ効果的に権利化し、その利益を正当に確保できるよう、意匠制度・運用の整備や情報提供の拡充を行い、意匠審査の品質向上に向けて取り組む必要がある。

本章では、このような状況に対応するため、特許庁が実施してきた主な取組について紹介する。

1. 使いやすい意匠制度の実現に向けた取組

(1) 改正意匠法に関する状況

2020年4月の令和元年改正意匠法の一段階目の施行により、新たに保護対象となった意匠の2020年度の意匠登録出願件数は、画像：1012件、建築物：368件、内装：243件であった¹。

残る二段階目の、複数意匠一括出願手続の導入、物品区分の扱いの見直し、手続救済規定の拡充についての関連規定は2021年4月に施行され、この施行に関する説明動画を特許庁HP上で公開した²。

(2) 意匠審査基準等の改訂

産業構造審議会第13回知的財産分科会（2020

年7月14日）の、申請手続等のデジタル化（紙・押印の原則廃止）による利用者の利便性向上を目指すとの指針を受け、意匠の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための証明書における押印及び署名を廃止する意匠審査基準の改訂³を行った。令和元年改正意匠法（「特許法等の一部を改正する法律（令和元年5月17日法律第3号）」⁴）のうち二段階目の施行となった①意匠法第7条の経済産業省令で定める「物品の区分」の廃止、及び②手続救済規定の拡充に対応した意匠審査基準改訂⁵とともに、2020年12月24日開催第20回意匠審査基準ワーキンググループ⁶において報告し、これらの改訂事項を含んだ意匠審査基準を特許庁HP上で公開した。

1 「画像」、「建築物」、「内装」は、以下定義で取得

・「画像」：日本意匠分類N3台が付与、かつ、意匠に係る物品欄の記載に「画像」、「GUI」、「アイコン」等を含む。

・「建築物」：日本意匠分類L0-0、L2～3台（L3-7を除く）が付与。ただし、通常主として物品を対象とする分類（L2-52台、L3-2020等）が付与、又は、意匠に係る物品欄の記載に「組立」を含むものを除く。

・「内装」：日本意匠分類L3-7が付与。

なお、国際意匠登録出願の件数は含まない。

2 https://www.jpo.go.jp/news/shinchaku/event/seminer/text/isho_kaisei_shiryo_2020.html

3 「意匠審査基準の一部改訂について」（2020年12月16日）

https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/shinsa_kijun/kaitei/201226_ishou_kaitei.html

4 「特許法等の一部を改正する法律（令和元年5月17日法律第3号）」

https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/hokaisei/tokkyo/tokkyohoutou_kaiei_r010517.html

5 「意匠審査基準の一部改訂について」（2021年3月31日）

https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/shinsa_kijun/kaitei/210331_ishou_kaitei.html

6 「産業構造審議会 知的財産分科会 意匠制度小委員会 第20回意匠審査基準ワーキンググループ」（2020年12月24日）

https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/isho_wg/20-gijiyoushi.html

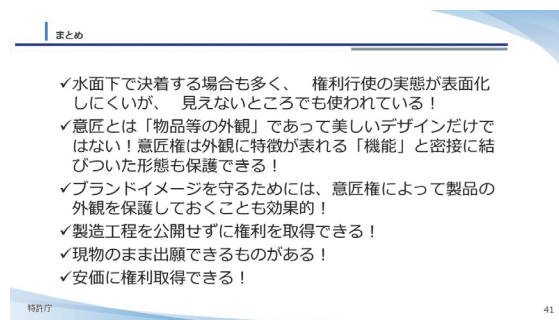


また、上記①に伴う意匠法施行規則別表第一の廃止を受け、ユーザーが願書を作成する際に意匠に係る物品の欄の記載の参考となるよう、意匠に係る物品等を例示した一覧表「意匠に係る物品等の例」（日・英）を作成し、「意匠登録出願の願書及び図面等の記載の手引き」の別添として2021年3月特許庁HP上で公開した¹。

(3) 意匠制度・意匠審査基準に関するeラーニング用動画の公開

2020年度は対面に代えてオンラインでユーザーがいつでも説明会を受講できるよう、意匠制度のメリットや意匠制度に対する誤解等を解説する意匠制度に馴染みが薄い者を対象としたコンテンツや、改正意匠法に対応した意匠審査基準を解説するコンテンツを、音声付きeラーニング用動画教材として作成し、2021年2月に独立行政法人 工業所有権情報・研修館の「IP ePlat」ウェブサイト上で公開した²。

2-2-1図 【eラーニング用動画教材】
「特許・商標専門家のための意匠制度説明会」



「意匠の審査基準及び審査の運用～令和元年意匠法改正対応～」



(4) 日本意匠分類の改正

新たな保護対象（画像、建築物、内装）となった意匠の新規分類肢における分類付与の運用ルールを明確化した。また、組物の意匠制度の拡充に

伴い、日本意匠分類（2020年4月1日施行版）を改訂する形で組物の意匠に適用する新たなDタームを導入した。さらに、内装分野の分類肢について、2020年度の出願動向を踏まえ、業務効率の向上を図るべく四つの分類肢への細分化を検討した。

¹ 「意匠登録出願の願書及び図面等の記載の手引きの改訂について」（2021年3月31日）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/zumen_guideline_kaitei.html

² 「特許・商標専門家のための意匠制度説明会」
https://ipeplat.inpit.go.jp/Elearning/View/Course/P_coseview.aspx?JoqiTZZ2DWEYvYle40bgoaPNpjpoT2h%2b5fe7wg9gAMsLYbh7DnhU9XP6zTzb1YC
「意匠の審査基準及び審査の運用～令和元年意匠法改正対応～」
https://ipeplat.inpit.go.jp/Elearning/View/Course/P_coseview.aspx?JoqiTZZ2DWEYvYle40bgoaPNpjpoT2h%2b5fe7wg9gAMv211yYpgGWRGf990Qxybog



2. 意匠審査の品質向上に向けた取組

(1) 品質管理に関する取組

意匠課及び意匠審査部門では、意匠審査の質の維持・向上を図るため、庁内に意匠審査品質管理委員会を設け、品質管理に関する各種施策の実施及び改善に取り組んでいる。

① 品質保証

案件の処理方針等の判断を均一にし、意匠審査の質の保証を図るため、審査官と決裁者間の協議を実施し、必要に応じて他の審査官へ協議内容を情報共有している。

また、審査官が行った審査の内容（審査の判断や通知文書の記載等）について、意匠審査部門の管理職が全件のチェック（決裁）を行っている。

② 品質検証

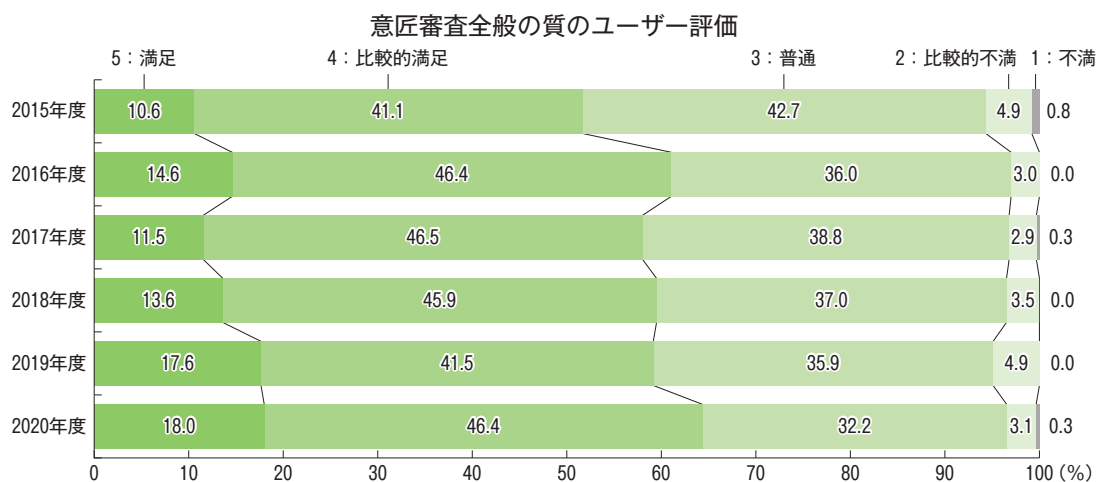
a. 品質監査

品質監査は、決裁後の案件からサンプルを抽出し、法令、審査基準等の指針に則った統一のとれた審査が行われているか、出願人・代理人との意思疎通の確保に留意した効率的な審査が行われているかとの観点で行っている。また、品質監査結果の分析及び評価により、意匠審査の質の現状把握と課題抽出を行い、関係部署と連携して課題解決を図っている。

b. 意匠審査の質に関するユーザー評価調査の実施

意匠審査の質全般及び特定の出願における審査の質について改善すべき点を明らかにし、審査の質の維持・向上のための施策に反映するべく、ユーザーからの評価、意見等をアンケート形式で収集し、分析を行っている。2020年度は国内企業等349者を対象とし、64.4%から意匠審査全般の質の評価において「満足」、「比較的満足」との回答を得た。なお、調査対象者から率直な評価・意見を得るため無記名での回答を可能にしている。

2-2-2図 【ユーザー評価調査】



(2) 審査品質管理小委員会

特許庁における品質管理の実施状況・実施体制等について産業構造審議会知的財産分科会の下に設置した外部委員で構成される審査品質管理小委員会から客観的な評価を受け、それを審査の品質

改善に反映している。2020年度は、当該年度に特許庁が実施している品質管理の実施体制・実施状況について、本委員会において作成された評価項目及び評価基準に基づき評価を受け、品質管理の実施体制・実施状況に関する改善点の提言を受けた¹。

3. デザイン・意匠制度の活用の促進

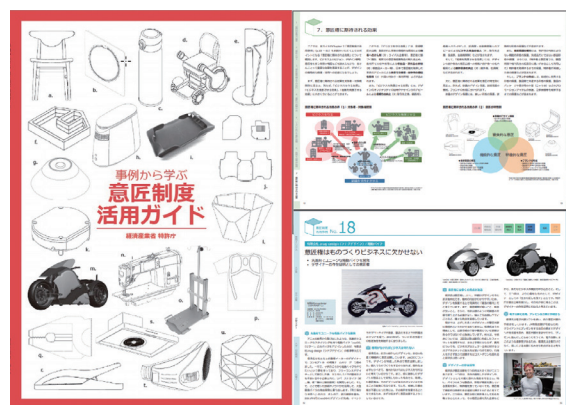
(1) 意匠制度の活用の促進：「事例から学ぶ意匠制度活用ガイド」の発行

特許庁は、意匠制度の活用方法を具体的な事例を基に紹介した冊子「事例から学ぶ 意匠制度活用ガイド」を作成し、2017年7月に発行した（2020年4月改訂版では、令和元年意匠法改正を反映）。

本ガイドでは「意匠権に期待される効果」を切り口に事例を紹介している。意匠権に期待される代表的な効果としては、他社に模倣されないようにする効果や模倣品を排除する効果が挙げられる。他方、実際には、大企業、中小企業、デザイナー、大学・研究機関など様々な立場の意匠制度ユーザーが自身のビジネスなどの目的に応じ、意匠権の多様な効果に期待して意匠制度の活用を試みている。

例えば、意匠権に期待される効果を対象者・対象機関別に見ると、「ビジネスを守る効果」、「ビジネスを発展させる効果」、「組織を活性化させる効果」に大きく分けることができる。

このうち、「ビジネスを守る効果」には、登録意匠の公開、登録された事実の積極的な周知による他者へのけん制（対：ライバル企業等）、意匠権に基づく警告、税関での意匠権侵害物品の輸入差止め、裁判所での紛争処理による模倣品・類似



品の排除（対：模倣品メーカー等）、日本で意匠権を取得した事実のアピールによる外国での審査・紛争時の優位性獲得（対：外国の特許庁・裁判所等）などが含まれる。

また、「ビジネスを発展させる効果」には、デザインのオリジナリティの証明やデザイン力のアピールによる信頼性の向上（対：取引先企業、顧客等）、他者へのライセンス、投資家・金融機関等へのアピールによるビジネス機会の拡大（対：取引先企業、投資家、金融機関等）などが含まれる。

そして、「組織を活性化させる効果」には、デザインの創作者名の意匠公報への掲載や創作者への社内報奨による創作意欲の向上（対：創作者、社員等）などが含まれる。

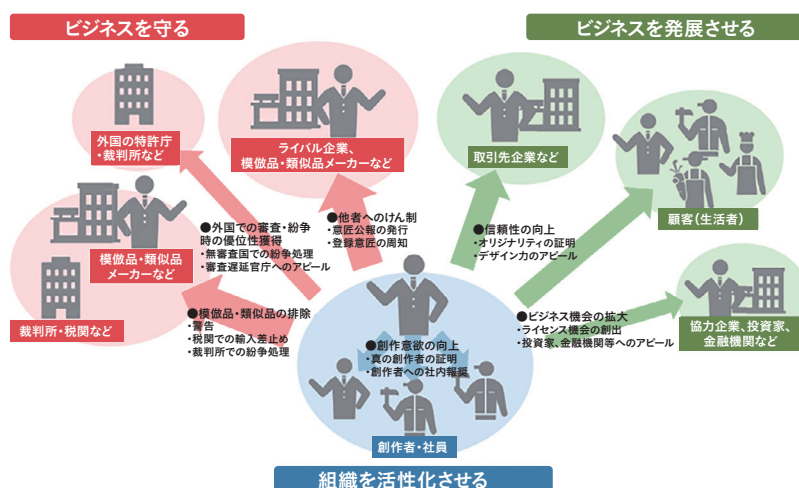
本ガイドは、特許庁ウェブサイトに掲載しているので、詳細はそちら²を確認されたい。

¹ https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/hinshitu_shoi/index.html

² https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/info/2907_jirei_katsuyou.html



2-2-3図 【意匠権に期待される効果の例】



4. 意匠関連情報の整備・提供

特許庁は、意匠制度ユーザーの利便性向上のため、意匠審査基準等の整備、意匠審査における判断内容の明確化、意匠審査スケジュールの公表、意匠公知資料の公開、令和元年意匠法改正特設サイトの開設といった、意匠審査に関連する情報提供の拡充に努めている。

(1) 意匠関連情報の整備

① 「意匠登録出願の願書及び図面等の記載の手引き」

意匠登録出願時の願書及び図面の記載方法について解説した手引きを特許庁ウェブサイトで公表している¹。令和元年改正意匠法（「特許法等の一部を改正する法律（令和元年5月17日法律第3号）」）のうち、意匠法第7条の経済産業省令で定める「物品の区分」（意匠法施行規則別表第一）の廃止を受け、ユーザーが願書を作成する際に意匠に係る物品の欄の記載の参考となるよう、意匠に係る物品等を例示した一覧表「意匠に係る物品等の例」（日・英）を別添として追加したほか、複数意匠一括出願手続の願書の記載例を追記する改訂を行った²。

② 「意匠の新規性喪失の例外規定についてのQ&A集」

意匠の新規性喪失の例外規定の適用に係る運用に関して、適用を受ける際の手続き全般にわたってよく寄せられる質問とその回答をとりまとめ、特許庁ウェブサイトで公表している³。意匠の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための証明書における押印及び署名を廃止することとする意匠審査基準改訂に伴い、記載内容の一部を改訂した⁴。

③ 「意匠審査便覧」

審査実務における手続的事項をまとめ、特許庁ウェブサイトで公開している⁵。「特許法等の一部を改正する法律」による改正意匠法の2021年4月1日施行と、それに伴い2021年3月に公布された意匠法施行規則の改正を踏まえ、記載内容の一部を改訂した⁶。

1 https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/h23_zumen_guideline.html

2 https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/zumen_guideline_kaitei.html

3 <https://www.jpo.go.jp/system/design/shutugan/tetuzuki/ishou-reigai-tetsuduki/document/index/ishou-reigai-qa.pdf>

4 <https://www.jpo.go.jp/system/design/shutugan/tetuzuki/ishou-reigai-tetsuduki/index.html>

5 https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/isyu_binran/index.html

6 https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/isyu_binran/kaitei.html



(2) 意匠審査における判断内容の明確化

特許庁は、意匠制度ユーザーからの審査判断内容の明確化の要望に応えるべく、2004年10月から、一部の拒絶理由通知書（意匠法第9条第1項（先願）に該当する場合）については、出願意匠と引用意匠との類否判断の理由を簡潔に記載する運用をとっている。また、意匠法第3条第1項第3号（新規性）に該当する場合についても、拒絶理由通知書への判断理由の付記を行っている。また、加えて、他の出願意匠との対比判断を伴う拒絶理由通知（意匠法第9条第2項、第10条第1項）についても、出願意匠の特徴点と引用意匠又は他の出願意匠との共通点及び差異点並びに判断理由を分かりやすく記載するよう運用の対象を拡大し、審査判断の明確化に努めている。

他方、登録された意匠については、審査判断や意匠権の効力範囲の明確化に資するべく、審査官が新規性や創作非容易性等を判断する上で参考とした資料を「参考文献」として従来から意匠公報へ掲載している。この参考文献情報を意匠公報の発行前に出願人へ伝えることが、戦略的な意匠権

活用を検討する上での一助となり得ることから、登録査定に参考文献情報を記載した通知書を添付することで、意匠公報に掲載する参考文献情報を事前に通知する運用を行っている。さらに、2016年4月11日から、審査において先行意匠調査（サーチ）を行った日本意匠分類の情報を記載した通知書を、登録査定に添付する運用を開始している。登録された意匠の審査・審判書類は、J-PlatPat上で照会可能である。

(3) 意匠審査スケジュールの公表

意匠制度ユーザーが意匠登録出願する際の参考となるよう、特許庁ウェブサイトにおいて「意匠審査スケジュール¹」を公表している。意匠審査スケジュールは、所定の出願年月に出願された意匠登録出願の審査予定時期を意匠分類ごとに示したもので、四半期ごとに更新を行っている。この意匠審査スケジュールを参照することによって、出願人は自らの意匠登録出願の審査結果がどの時期に届くか知ることができ、効果的なタイミングでの権利化が可能となる。

2-2-4図 【特許庁ウェブサイトに公開されている意匠審査スケジュールの例】

意匠分類			上半期				下半期			
分類記号	Dターム記号	主な物品	出願年月		審査時期（目安）		出願年月		審査時期（目安）	
			年. 月	～ 年. 月	年. 月	～ 年. 月	年. 月	～ 年. 月	年. 月	～ 年. 月
B7	00	その他の化粧用具又は理容用具	2019.11	～ 2020.3	2020.7	～ 2020.9	2020.4	～ 2020.8	2020.12	～ 2021.1
	0100	化粧品入れ	2019.10	～ 2020.3	2020.4	～ 2020.7	2020.4	～ 2020.9	2020.11	～ 2021.2
	020 ～ 21	化粧用具入れ、つめ切り、鼻毛切り器	2019.11	～ 2020.3	2020.7	～ 2020.9	2020.4	～ 2020.8	2020.12	～ 2021.1
	220 ～ 23900	かみそり、電気かみそり	2019.10	～ 2020.3	2020.6	～ 2020.6	2020.4	～ 2020.9	2020.10	～ 2020.10
	30 ～ 3492	くし、ヘアードライヤー、ヘアアイロン	2019.8	～ 2020.1	2020.6	～ 2020.6	2020.2	～ 2020.7	2020.12	～ 2020.12
	350 ～ 359	バリカン、電気バリカン	2019.10	～ 2020.3	2020.6	～ 2020.6	2020.4	～ 2020.9	2020.10	～ 2020.10
	40 ～ 49	手鏡、懐中鏡等	2019.11	～ 2020.3	2020.7	～ 2020.9	2020.4	～ 2020.8	2020.12	～ 2021.1
	5	まゆずみ、頬紅、口紅	2019.10	～ 2020.3	2020.4	～ 2020.7	2020.4	～ 2020.9	2020.11	～ 2021.2

¹ https://www.jpo.go.jp/system/design/shinsa/status/document/ishoto/isyou_schedule_j.pdf



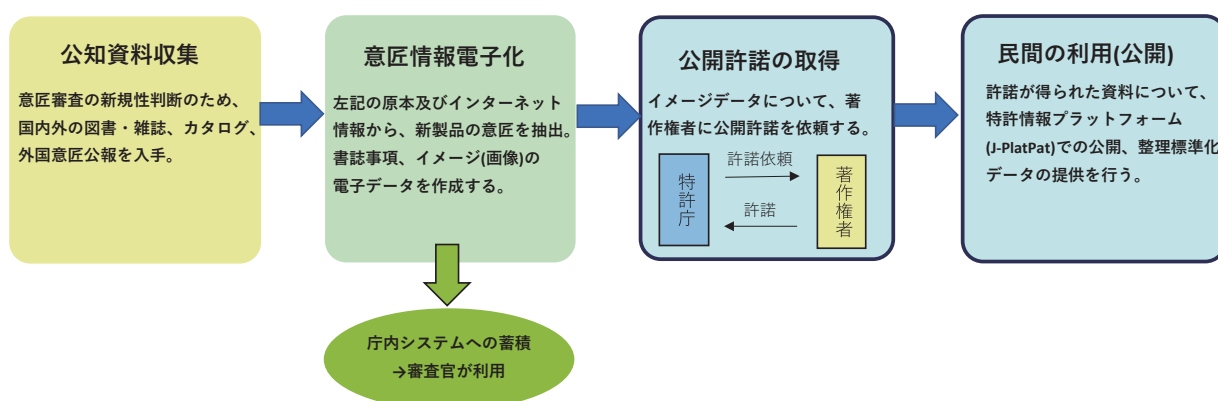
(4) 意匠公知資料の公開

特許庁では、意匠審査における新規性及び創作性の判断のために、国内外の図書、雑誌、カタログ、インターネット等から新規な製品の意匠を抽出して、書誌的事項と製品の写真や図表等を電子化したものを意匠公知資料として整備し、主要な審査用資料としている。

これらの意匠公知資料を一般公開することによ

り、企業等における先行意匠調査や意匠権調査のほか、新たなデザイン開発を行う際の参考資料として利用される等、我が国における、より一層独創的で付加価値の高いデザインの創作を促す効果が期待できる。これを旨とし、特許庁が審査用資料として電子化した意匠公知資料を対象に著作物利用許諾を得る事業を2007年度から行っており、利用許諾を得た意匠公知資料に関しては、J-PlatPat等を通じて広く一般公開している。

2-2-5図 【意匠公知資料の収集と公開の概要】



(5) 令和元年意匠法改正特設サイトの開設

意匠法の改正に関する情報発信のため、2020年7月に、意匠法の改正に関する情報を集約した「令和元年意匠法改正特設サイト」を開設した¹。

令和元年改正意匠法に関する様々な情報（改正法の概要、意匠審査基準、意匠分類、その他審査運用等）をまとめており、また、2021年4月施行の関連資料を含め、随時情報を更新している。

¹ https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/seidogaiyo/isyou_kaisei_2019.html



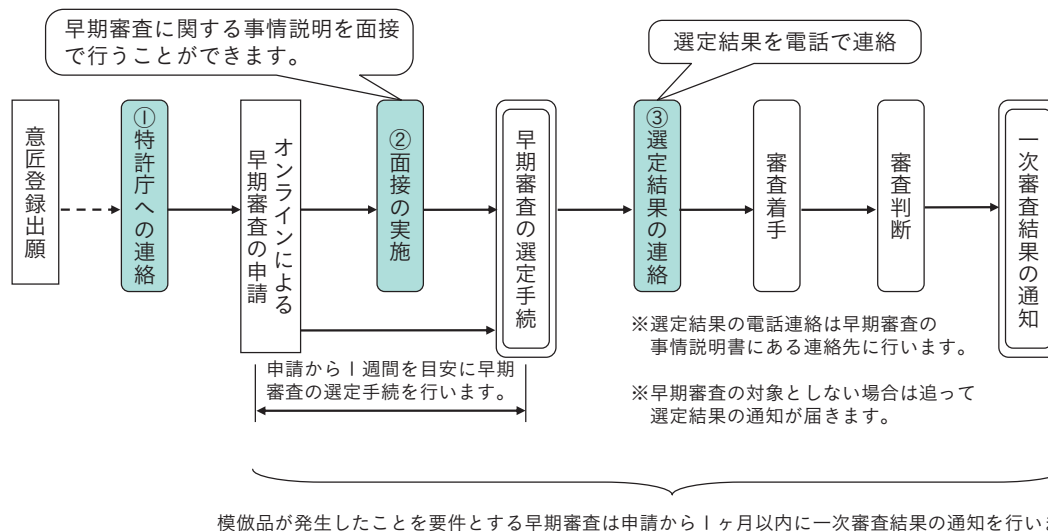
5. 出願人のニーズを踏まえた早期審査の運用

意匠登録出願に関する早期審査¹は、(i)権利化について緊急性を要する実施関連の意匠登録出願や、(ii)外国にも出願している意匠登録出願を対象としている。また、2011年8月からは、東日本大震災による被害を受けた企業等の意匠登録出願についても早期審査の対象としている。これらの出願については、早期審査の申請から3.5か月以内に一次審査結果を通知することを目標としている。2020年は、早期審査の申請は254件であり、申請から一次審査通知までの期間は平均2.0月であった。

また、模倣品が発生した場合に意匠権による早期の対策を図ることができるよう、模倣品対策に対応した早期審査制度の運用を行っている。

この運用では、出願手続に不備のない出願であれば、早期審査の申請から1か月以内に一次審査結果を通知することを目標としている。2020年は、模倣品対策に対応した早期審査の申請は32件であり、申請から一次審査通知までの期間は平均0.5月であった。

2-2-6図 【「模倣品対策に対応した早期審査制度」の概要】



¹ 申請手続等その他詳細については、以下ウェブサイト参照
https://www.jpo.go.jp/system/design/shinsa/soki/isyou_soukisinri.html

